

【契約書別紙料金表】放課後等デイサービス事業所ウイング・ケアサービス利用料金表

(令和3年4月現在)

板橋区(特別区)の地域区分	I級地	単 位 数 単 価	11.20	利 用 定 員 (1日当たり)	10名
---------------	-----	--------------	-------	--------------------	-----

※下記の1から4の給付費単位にI級地の単位数単価を乗じた金額が費用総額となります(法定代理受領を伴うサービスご利用の場合は、費用総額のうち自己負担は原則総額の1割分の金額)。項目5の費用に関しては全額実費負担となります。

1. 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 区分I(3時間以上)

- (一) 利用定員が10人以下の場合 604 単位
- (二) 児童指導員等配置加算(1) (2) 児童指導員等 123 単位

ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 区分I(3時間以上)

- (一) 利用定員が10人以下の場合 721 単位
- (二) 児童指導員等配置加算(1) (2) 児童指導員等 123 単位

2. 利用者負担上限額管理加算 150 単位

3. 送迎加算 54 単位

※ 就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数が加算されます。

4. 福祉・介護職員処遇改善加算

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(1)(1月につき + 所定単位×84/1,000)

※ 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

5. その他実費負担となる費用について

- (1) 創作活動材料費 創作活動等における材料の実費
- (2) 屋外活動等の参加費 入場料・駐車料金等、活動や送迎時に発生する費用の実費
- (3) おやつ代 おやつに係る費用として1日50円
- (4) お弁当代 学校休業日等の昼食を購入する場合におけるお弁当代の実費
- (5) その他 その他の費用であって、保護者の方にご負担いただくことが
適当であると思われるもの